

第 2 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時： 令和2年3月13日（金）

16時 ～

場所： 市役所 応接室

1 状況の報告について

2 瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対処計画（事業継続）について

3 今後の対策について

4 その他

感染症市内発生時の対策室業務計画

R2.3.13

区分	項目	対 応	備考
1. 市内発生前	対策室スペースの準備	業務：電話対応、その他本部事務局業務 場所：ゆめトピア長船（2階：たんばば夢工房） 準備：パソコン（接続含む）・プリンター・電話・事務用品	
	人員確保の準備	①対策室の運営体制 ・ローテーション案（平日：半日交代・土日祝：1日） 保健師：11人(他課からも引き上げる。課長・参加は除く) 2人体制 事務職員：保健福祉部内事務職員 1～2人体制 ・研修 ・保健師、事務職員 ・本部員としての共通認識、電話対応QAを中心に。	
	資料の準備	マニュアル作成 電話対応Q&A チラシ案、告知文案 市内医療機関、施設のリスト（電話・メール・FAX）	
	対策本部会議 対策室の立ち上げ	・情報収集し、本部員で共有 ・対応等の協議 ※担当者の招集 …保健師：2 事務職：2 （状況に応じて増員）	
3. 市内発生時	対策室業務	①感染拡大防止 ・防災スピーカーでの放送 …案文 ・施設等への緊急通達 …案文 ・チラシの配布 …各戸、路上 …案文 ・ホームページ、メルマガ …案文 ②市民からの電話、相談、問い合わせ対応 …専門的なものは保健師 ③関係機関（保健所、邑久医師会、他市）との連携・情報収集 ④情報収集…市内医療機関・施設等の状況 ⑤市施設の消毒についての相談対応(実施主体：施設管理者 指導：保健所) ⑥施設等への支援 ⑦メンタル対応(精神保健福祉相談、心理士・保健師等による相談)	※相談は、原則電話対応

1. 業務継続計画について

- ・趣 旨
 - ・職員に感染者が発生した場合、相当人数が自宅待機となるが、その場合においても対応しなければならぬ業務がある。それを継続させるための方法について事前検討する。
- ・留意事項
 - ①要員確保について
 - ・他の業務を縮小・中止して要員を確保する場合の市民への告知方法の検討が必要。
 - …市のホームページで、対応変更の内容を告知する。加えて、状況に応じ各部で個別対応。
 - ・経験者を他部から配置する場合、総務部を通じて現所属との調整が必要。(基本的には難しい)
 - ②応援者の事務処理について
 - ・登庁している係員による指導のほかに、応援者自宅待機の場合は、電話での指導も可能か。
 - ・マニュアルがあるか、内容は変更等ないかの確認をしておく必要がある。
- ③その他
 - ・他部局の検討内容を参考にする。

2. 感染者の市内発生により新たに必要となる対応

- ・趣 旨
 - ・職員の感染の場合とは別の問題として、市民に感染者が発生した場合に、市として新たに対応が必要となることについて検討する。
 - (例) 感染予防の再周知、来庁者の行動規制、感染が疑われる外来患者用の診察棟設置 等

新型コロナウイルス感染症対策本部 事務分掌

区 分	主 な 事 務	備 考
共 通	市民への情報発信	内容は保健福祉部
	来庁者、問い合わせへの対応	
	各部の事務の継続の取組	
	執務エリアに関すること	
	所属職員に関すること	感染防止、感染時の対応
	出先機関、所管施設等に関すること	閉鎖
危機管理部	本部事務の総轄	
	県危機管理課、警察、自衛隊との連携に関すること	
	必要物品の調達	
保健福祉部	本部事務の総轄	
	情報収集に関すること	
	保健所との連携に関すること	
	感染拡大防止に関すること	チラシ
	市民からの問い合わせ対応の総轄に関すること	電話窓口
	消毒全般に関すること	
	邑久医師会との連携に関すること	
総 務 部	庁舎管理全般に関すること	感染防止、代替施設
	職員全般(再配置を含む)に関すること	感染防止、感染時の手続き
	予算に関すること	
総合政策部	報道発表に関すること	
	ホームページ等での情報発信に関すること	
教育委員会	園児、児童、生徒の安全に関すること	
消防本部	患者等の搬送に関すること	
病院事業部	医療に関すること	
	医薬品等の調達に関すること	
	邑久医師会との連携に関すること	